

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大磯町条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1	町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2	町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3	町長	大磯町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

1	町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2	町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3	町長	大磯町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の	地方税関係情報であって規則で定めるもの	

	助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
--	----------------------	------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

令和6年11月28日提出

大磯町長 池田 東一郎